

CONTENTS

視点 2

健康な社会に健康な心身が宿る

寄稿 4

パート労働者等の処遇改善と組織化に向けて

フード連合会長 渡邊 和夫

パート労働者等の均等待遇法制化実現に向けて

亜細亜大学法学部専任講師 川田 知子

報 告

最低生活保障制度の国際比較に関する研究委員会

**「最低生活保障制度の
国際比較と展望」**

..... 8

労働者自主福祉の現状と課題に関する調査研究委員会

**「共助・協同・協働が拓く
福祉社会(上)」**

..... 12



連合北陸ブロック・連合総研共催フォーラム「生活の改善と安定成長」
(2006年2月1日)

連合 総研 レポート

No.203 2006年3月1日

発行：(財)連合総合生活開発研究所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋
1-3-2 曙杉館ビル3F
TEL 03-5210-0851 FAX 03-5210-0852
HOME PAGE <http://www.rengo-soken.or.jp/>
発行人：中名生 隆

国際会議報告 18

**社会保障をテーマにICFTU-APRO
加盟組織と未加盟組織が交流**

持続可能な社会保障のための地域セミナー
(2006年1月17日～19日、於・シンガポール)

トピックス 22

**商工総合研究所「中小企業研究奨励賞」
審査委員会にて橘川武郎・連合総研編
「地域からの経済再生」が準賞を受賞**

国際・国内経済の動き 23

参考諸表 24

事務局だより 26

ホームページもご覧ください
<http://www.rengo-soken.or.jp/>

健康な社会に健康な心身が宿る

トリノ冬季五輪のオフィシャル・スポンサーにもなり、いまや世界的スポーツ用品ブランドに成長したアシックス（asics）の社名の由来は、ローマの風刺作家ユベナリスが残した名句「もし神に祈るならば、健全な身体に健全な精神があれかし（“Anima Sana in Corpore Sano”）と祈るべきだ」という言葉の頭文字をとったものだという。体育の時間に必ず聞かされた「健康な肉体に健康な精神が宿る」という格言は、原文の主旨をやや取り違えて伝わってしまったものらしい。けれども、これはこれで真実をついた名言である。「知識基盤型経済」が、「知識偏重型経済」の弊害に陥らないためにも、心身のバランスに目配りすることの重要性はますます高まっているといえよう。

ところで、心身の健康は社会の健康とも無関係ではない。近年、公衆衛生の専門家や実務家の間で、「健康の社会的決定因子」に注目が集まり、さまざまな事実発見が蓄積され、政策的含意の検討が進んできた。その結論を、あえて一言でいえば、「健康な社会に健康な心身が宿る」ということになるだろう。この問題について世論を喚起し、政策的論議を促進するために編纂された世界保健機関（WHO）欧州地域事務局のパンフレット『健康の社会的決定要因—確かな事実の探求』（1998年）は、社会経済的格差、社会的排除、失業の増加、雇用不安や雇用の質の劣化などが、人々の健康に及ぼす危険性を指摘し、総

合的な社会政策による社会の健全化こそが、人々の健康を増進する不可欠の条件であると主張している。

こうした背景もあって、疫学と社会科学を統合する視点から、社会のあり方と健康との関係を明らかにしようとする社会疫学のアプローチが注目されることとなった。その中で、最近特に関心を集めているテーマのひとつに、「所得不平等と社会の健康状態」に関する実証研究がある。

貧困層で疾病率が高いことは古くから知られてきた。低所得による栄養の不良や偏り、劣悪な住環境や衛生状態、医療へのアクセスの困難性などの要因が疾病率を高めるであろうことは想像に難くない。けれども、「所得の欠乏」による不健康という「絶対的所得仮説」は、先進工業国の「豊かな社会」における健康問題を解明する上で、必ずしも十分な説明力を持ちえない。そこで、「他の人と比べた相対的な所得レベルが低いことも、不健康をもたらす」という「相対的所得仮説」を考慮することが重要だと、社会疫学の第一人者として世界的に著名なカワチ・イチロー教授（ハーバード大学公衆衛生大学院）は指摘する。

実際、OECDのデータによる国際比較でも、またアメリカの地域データによる比較分析でも、経済的格差が大きいほど、疾病率や死亡率などで測った健康状態の指標が悪化するという事実が観察されている。「経済的格差が

拡大すると、より豊かな人と比べて相対的に貧しい層が体験する心理的ストレスが大きくなり、貧困層の疾病確率が高まる。しかし、それだけではない。貧富の差の拡大は、コミュニティにおける信頼感に裏打ちされた社会関係資本（地域や組織において、構成員が持っている信頼感、互酬・互助意識、社会的支援ネットワークへの積極的参加など、「共通利益のために協力する社会的能力」）を切り崩し、「社会の質」を劣化させる。現に、経済的格差が大きい州ほど、犯罪・殺人率も高い。信頼と助け合いの精神の衰えた地域では、人々の健康状態の水準も低くなる。経済的格差の拡大が「社会の一体性」を損ね、「社会の質」を劣化させることを通じて、当該社会の健康状態の水準を下げってしまうメカニズムが働いているとしたら、たとえ「勝ち組」になっても、病いと無縁でいることはできない。こうした実証研究をふまえて、カワチ教授は、人々の健康状態改善のためには、経済的格差を是正し、社会の一体性を取り戻すことがきわめて重要であると主張する（カワチ、ケネディ共著、『不平等が健康を損なう』、日本評論社、2004年）。

ひるがえって日本の状況はどうか。残念ながら、アメリカと同様の「健康格差社会」の兆候が現れつつあることを、カワチ教授の著書の翻訳者の一人である日本福祉大学の近藤克則教授の最近の研究が明らかにしている（『健康格差社会』医学書院、2005年）。

たとえば、2003年に中部、四国地方の3県、

15自治体に住む65歳以上の高齢者3.3万人を対象としたアンケート調査の結果によれば、低所得層ほど健康状態が「よくない」とする人や「うつ状態」にある人の割合が高まる傾向が顕著にみられ、また、検診の未受診率や転倒歴などの健康指標においても、広範な「健康の不平等」が観察された。

何とも憂鬱な結果である。けれども、一方で、問題解決の方向を示唆する事実発見も得られている。それは、社会関係資本が健康におよぼすポジティブな関係が確認されたことである。すなわち、ボランティア・グループ、市民運動、スポーツ、趣味などの社会活動への参加度合いが高い地域では、高齢者の健康状態が相対的に良好であった。地域コミュニティの力は、健康保持の源泉でもあるらしい。

中央労福協、全労済、労金協会との共同研究として、連合総研がこの間取り組んできた「労働者自主福祉」の現状と課題に関する研究も、「一人はみんなのため、みんなはひとりのため」という連帯原理にもとづく共助のメカニズムを、地域コミュニティに埋め込み、コミュニティの力の再生を通じて新たな日本の福祉社会を展望しようという試みである。ある意味では、社会関係資本再構築に関する考察といってもよい。それは、連合の地協強化構想のテーマでもある。「健康な社会に健康な心身が宿る」とする社会疫学の最近の研究成果は、連合および連合総研の問題関心とも、共鳴するところがある。今後の研究成果に大いに期待したい。（不）

「パート労働者等の処遇改善と 組織化に向けて」

フード連合会長 渡邊 和夫

パート共闘会議への参加

2006春季生活闘争はいよいよ本格的な労使交渉の時期を迎えた。連合は今次春季生活闘争方針の柱の一つとして、パート労働者等の待遇改善と組織化を掲げ、具体的な成果獲得に向けて初めて「パート共闘会議」を設置した。フード連合は、1月23日に中央委員会を開催し春闘方針を決定するとともに、「パート共闘会議」へ登録・参加し他産別と連帯して、共闘の一翼を担う事を確認した。

わが国の食品産業は中小企業が多く、地場産業として地域経済を支える役割を果たしつつ、雇用の受け皿としても機能してきた。一般的な見方としては女性の多い職場という印象があると思うが、フード連合加盟組織全体で見ればその構成比率は約20%にとどまっている。裏返していえば、それは職場に未組織のパート労働者等が多数存在していることを意味する。私たちが産別として、パート労働者等の処遇改善と組織化に正面から向き合っ取り組まなければならない所以である。

二極化に抗して

さて、日本経団連は2006年版「経労委報告」のなかで、多様な人材を活かすための人事・賃金制度について言及している（44p）。そこでは、「多様な雇用・就労形態の従業員が共

に働く組織においては、それぞれの役割・能力に応じて個々人のキャリア形成への積極的支援や教育訓練の機会を用意する必要がある。」とし、「さまざまな雇用・就労形態の人々を適切に組み合わせて、最大の効果をあげるための方策として、雇用ポートフォリオを1995年から提唱してきた。」としている。そして「コスト管理を適正かつ柔軟に行うとともに、さまざまな雇用・就労形態の従業員を公正性・納得性の観点から適正に処遇し、全ての従業員が仕事のやりがいを感じられるよう配慮する事が重要となる。」と結んでいる。この言葉通りに運用され、公正性・納得性が保持できていれば何も問題はなかったであろう。しかし、この10年の歴史を冷静に振り返ってみれば多様化の名のもとに、一方で正社員はリストラに加えて長時間労働・不払い残業の蔓延にさらされ、他方ではまさに適正な処遇を欠いたパート労働者等の増加という、働き方の二極化へと道を開くこととなった。私はこの「雇用ポートフォリオ」の考え方が、今日の二極化を招いた元凶であると常々思っている。この間、労働組合側が企業が生き残るためにはと、それなりに理解を示したことも事実として見なければならないが、コスト論に終始し、従業員の生きがい・働きがいに目を向けてこなかった経営者にこそ猛省が必要であると考え。職場のメンタルヘルスや

現場力の低下を日本経団連が真に憂えるのであれば、ホワイトカラーイグゼンプション制度の導入や産業別最低賃金制度の廃止といった主張は、本来出てこないはずである。「木を見て森を見ず」の昨今の議論の風潮は、わが国産業の将来を危うくするものである。であるからこそ、労働組合は自らの「社会的責任」として、歪んだ構造の一方の極に置かれているパート労働者等の処遇改善に全力で取り組まなければならない。

フード連合の取り組み

フード連合は運動方針の最重点課題を組織の強化と拡大としている。私は、2002年の結成大会（食品連合と食品労協が統一）以来一貫して、加盟組合に対してまず自らの責任で企業内のパート労働者等の組織化と処遇改善について、その推進を図るよう要請してきた。幸いにして新たにパート対策を運動方針に加える組合、組合員の範囲を見直す規約改正を行なった組合など少しずつ成果は出てきている。加えて、昨春闘からは全ての組合が取り組むべき統一要求課題として4項目を掲げた。それは、今春闘においても次の内容で継続されている。1、格差是正に向けた賃金引き上げの取り組み 2、一時金の安定確保の取り組み 3、最低賃金の協定化に向けた取り組み 4、パート労働者等の組織化と処遇改善これはフード連合として他産別と比較し、取り組みに遅れのあった3、4項を統一的な要求課題とすることで、加盟組合の理解促進を狙ったものでもあった。結果として昨春闘にお

いてパート労働者等の処遇改善については約20%、56組合が何らかの形で取り組み一定の成果を引き出す事ができたが、決して十分といえる内容ではなかった。同時に、従来は把握し切れなかった単組ごとの実情も明らかになってきた。単組執行部のこの課題に対する認識にも温度差があり、職場からの「何故、組合員でないパートの面倒までみるのか」といった声に自信を持って応えられない弱さも示された。

2006年春季生活闘争は連合として、いわば「パート共闘元年」の位置付けとなる。働き方の二極化に労働組合としてしっかり向き合っていくべき状況の中で、フード連合は前年以上の成果の引き出しを追及するとともに、運動として同じ職場に働くさまざまな仲間と意見を交わし「声」を一つにした連帯の活動を重視する。具体的には以下の取り組み項目を提起している。

すべての組合はパート労働者等との対話を行い、実態やニーズの把握を行なったうえで、以下の項目のうち一つ以上に取り組むこととする。

<取り組み項目>

- ①パート労働者等の組織化に取り組む
- ②パート労働者等の時間あたり賃金引き上げ目安は10円以上とする
- ③その他、パート労働者等の処遇改善に関与する

すでに交渉はスタートしている。労働組合の存在意義が問われている今こそ、私たちは自らの力を存分に発揮しなければならない。

以上

パート労働者等の均等待遇法制化

実現に向けて

亜細亜大学法学部専任講師 川田 知子

浅倉むつ子教授は、その著書『労働法とジェンダー』（第10章「労働法の魅力と無力」）の中で、「魅力的であるはずの労働法が、ジェンダー視点からみると、なぜ無力になってしまうのか。無力でなくするためには、労働法をどのように再構築すればよいのか」と問題提起されている。パートタイム労働者と正社員の賃金格差の拡大傾向を目の当たりにするたび、私は、「労働法の無力さ」を痛感する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム労働法」）は、事業主はパートタイム労働者について、「その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して」雇用管理上の適切な措置を講じるよう努力義務を負うと規定している（3条）。また、2002年7月、厚生労働省「パートタイム労働研究会最終報告書」では、正社員・パートにかかわらず、「働き方に応じた処遇」とすることへの労使の合意形成が必要であることや、日本の実情に見合った「日本型均衡処遇ルール」の確立が必要であることを提唱し、これを受けて、2003年10月にパート指針が改正されるに至っている。

しかし、正社員とパートタイム労働者の賃金格差は、パートタイム労働法が施行された1993年以降も改善されるどころか、年々拡大する傾向にある。同法施行後10年間で、女性パートの賃金は女性正社員の71%から65%

へ、男性パートは男性正社員の58%から49%へと格差は拡大した。この数字を見る限り、パートタイム労働法および指針は有効に機能しているのだろうかという疑問がわいてくる。わが国のパートタイム労働法は、行政指導を前提とする法制度に過ぎないため、必ずしも処遇格差の是正に関して十分な機能を果たしているとは言えないのである。

このように、正社員との労働条件格差が拡大しているにもかかわらず、パートタイム労働者と正社員の均等待遇の法制化がなかなか実現しないのは何故だろう。最大の原因は、人件費のコスト削減をねらう使用者側にあることは言うまでもないが、その背景には均等待遇の法制化を妨げる様々な要因が指摘されている。例えば、日本の賃金制度が厳密な意味での同一（価値）労働同一賃金を実現できる構造になっていないことや、残業や配転・転勤の有無のような拘束性の有無が均等待遇の物差しになっていること等が指摘されている。

しかし、前者については、近年の成果主義人事のような「働き方に応じた処遇」を進めていけば、正社員のみならずパートタイム労働者についても、どのような働き方をしたか、そして、それに対してどのような処遇をするかについてのルールを設定し、それに基づいて処遇することが必要になる。その結果、パートタイム労働者にせよ正社員にせよ、職務

内容や成果に応じた公正な処遇が可能になるはずである。

後者については、たしかに、残業や配転などのリスクを負っている労働者とそうでない労働者を同一に処遇することは平等とはいえないだろう。しかし、時間外労働や転勤・配転義務が、賃金などの労働条件格差の根拠になりうるのか、あるいはどの程度の格差を正当化するのか、疑問が残る。前述したように、働き方に応じた処遇を考えれば、同一の職務に同一の賃金を保障した上で、様々な義務やリスクについては、リスクプレミアムとして算定すべきであり、残業や配転の有無などの貢献度という曖昧な基準を、賃金格差の合理性判断基準として用いることは適切ではない。

また、実際には、育児や介護などの家族的責任を有する女性の多くは、残業や配転義務のないパートタイム労働を選択せざるをえず、その結果、同一（あるいは類似の）職務に従事しているにもかかわらず、著しい賃金格差を甘受せざるをえない地位におかれている。労働生活と家庭生活あるいは社会生活とを調和した雇用が求められる21世紀の雇用のあり方としては、意に反する残業や配転を所与の前提とする正社員の勤務のあり方そのものを見直す必要がある。

国際的にも、パートタイム労働に関するILO第175号条約及び182号勧告において、パートの賃金は、比較可能なフルタイム労働者の基本賃金と比例平等でなければならず、それ以外の労働条件についても、同一、同等ないし比例的な待遇を保障しなければならない、との原則をうたっている。また、1997年の「パートタイム労働に関するEU指令」が援用する労使協定4項は、「パートタイム労働者は、比較されるフルタイム労働者との待遇の差が客観的な理由により正当化されない限

り、パートタイム労働であるというだけで、比較されるフルタイム労働者より劣った扱いを受けない」と規定している。このように、パートタイム労働者と正社員の均等待遇原則は、今日では国際的な公序となっており、日本もそれを遵守しなければならないことは言うまでもない。

このように考えると、パートタイム労働を含めた多様な働き方を選択した人が、不当に不利益な処遇を受けないことを保障するためにも、パートタイム労働者等と正社員の均等待遇実現のための法律上の規定は急務の課題となっているのである。まずは、パートタイム労働法を改正し、通常の労働者（正社員）と比較してパートタイム労働者や有期契約労働者について、合理性のない差別的な取扱いを禁止すると同時に、差別に合理的理由が認められない場合には、具体的に均等な処遇を受ける権利を有することを明確にすべきである。

また、均等待遇原則の内容を具体化し、実効性を確保するためには、正規か非正規か、あるいは期間の定めの有無による区分を取り除き、仕事の内容やキャリアの実態に則して雇用管理区分を設定することが必要であり、そのためには、公正かつ透明な職務評価制度とそれに基づく客観的な雇用管理区分が不可欠である。

さらに、パートタイム労働とフルタイム労働の相互転換を容易にすることによって正規・非正規の区分を取り除くことは、両者の格差是正につながる上、実質的な均等待遇の近道になると考える。均等待遇の法制化を支える手段として、このような格差是正に向けた立法的規制も同時に検討する必要があるだろう。

このように、パート労働者等の均等待遇を法制化したときに、労働法は魅力的なものになるに違いない。

「最低生活保障制度の国際比較と展望」

最低生活保障制度の国際比較に関する研究委員会報告（概要）

1. 本研究の目的と経過

近年、生活保護受給世帯は増加傾向にあり、100万世帯を超えるに至っている。受給世帯の多くは傷病・障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯であるが、普通の勤労者世帯がいつでも受給世帯になる状況が生まれている。また、生活保護給付費の財源負担をめぐり国と自治体とが激しく争う状況も生まれている。

こうした中で、先進主要各国の公的最低生活保障制度およびEUにおける貧困と社会的排除に対する政策と日本の現状を比較・検証し、ナショナルミニマムとしての最低生活保障のあり方について論点整理を行い、これからの改革方向を明示することをめざして、本研究委員会を2005年1月に設置した。

委員会では、生活扶助制度に限定することなく、広く、失業・高齢・障害・母子家庭などの公的最低生活保障制度について、先進各国の歴史的な経過や現状、今後の課題について検討を深めてきた。報告書は、このような議論をふまえ、各国の社会構造や経済構造、社会保障制度の中での位置付けや役割などについても明らかにするものとなった。（報告書は本年3月に第一法規（株）より書籍発刊予定）

2. 提言「積極的な最低生活保障の確立のために」

- (1) 社会連帯を重視し『小さな政府』論からの脱却を
- (2) 「生活保護」を超えた適切な生活確保のための理念の確立を
- (3) サービスを含めた最低生活需要への対応をはかる包括的な最低生活保障へ
- (4) 高齢期にかたよった給付を改め、ライフコースにそって適切な支援策を
- (5) 労働の質(QOL)を高め、生活の質(QOL)を高める
- (6) きめ細かな対応をするために扶助の単給化を
- (7) 年金給付に最低生活保障の機能を
- (8) 自治体における生活保護行政に専門職の配置を
- (9) 国民の理解と政策形成ネットワークの形成を

3. 研究報告

第1部 積極的最低生活保障システムの構築を目指して（執筆者：栃本一三郎教授）

わが国は近年小さな政府を目指しているが、現在でも先進諸国の中では、かなり小さい政府である。それが巨額な国債という大きな借金を抱えているのは、政府の経済運営の失敗と増税策が困難

な政治状況による。小さな政府は国民に自助と自立を求める。サラリーマン層にも広がる雇用不安や先行き不安感、経済的格差の拡大する社会の中で、国民各層は自助と自立を求められている。したがって、最低生活保障は、間違いなく、今後従来以上に重要なものとなるだろう。

最低生活の保障は最低生活需要の保障である。最低生活需要は多様であり、可変的である。未来は最低生活保障の制度のみならず、社会そのものが可変的であり、積極的に作り出していくものである。その意味で全体社会の構想のなかで最低生活保障のあり方を論じなければならない。

公的扶助と銘打つ制度において、わが国ほど障害者の割合が高い国は見受けられない。「ウエルフェアからワークフェア」といっても、生活保護制度の関係で言うならそのターゲットの多くが高齢者であり、また他の国と比べて障害者が公的扶助によって生活需要を満たしている姿が明らかである。また、相対的貧困に遭遇している就労する貧困者や母子家庭はかなりの数にのぼる。ただ、それらの者は生活保護の領分に入っておらず、むしろ最低生活保障の観点からするならば、生活保護には至らない母子家庭層への最低生活の維持策、支援策などの保障が必要である。諸外国の公的扶助制度が失業者や母子を多く含んでいるのに対して、日本では稼働能力生活困窮者およびその周辺の人々は、生活保護制度のカテゴリーの中には入っていないという認識が必要である。

今後わが国が取り組まなければならないことは、現行の公的扶助制度の下での就労支援とともに相対的貧困、相対的収奪の状態にある市民に対する施策の展開である。現在、日本がとり始めた「小さな政府」路線は名実ともに「自助」と「自立」が求められる社会となり、将来を閉ざされた厳しい社会となる恐れがある。そのような小さな政府における最低生活保障の再構築も一つの選択だが、そのような社会を変える未来への選択も可能である。それは、人口減少社会の中で地域社会が持続可能な社会となるように政策を展開する、「小さな政府」とは異なる道である。そこでは、社会的排除のない全員参加型社会の構築が求められる。どちらの選択にとっても、共通して政策上の核となるのは「労働」と「労働のあり方」であり、労働と社会保障や生活維持の諸施策との接合をより積極的にはかっていくことが重要となる。

第Ⅱ部 先進各国における最低生活保障制度

(1)「イギリスの最低生活保障制度」(執筆:武川正吾教授)

日本の社会保障に対応するイギリスの概念は「社会政策」又は「社会サービス」である。イギリスで「社会政策」と呼ばれる政策領域は、社会保障・ヘルスケア・教育・環境・雇用・対人社会サービスである。最低生活の保障は、公的扶助だけによるのではなく、6つの領域及びそれ以上の社会政策の結果として達成される。また、現在のイギリスでは、従来の「貧困」に代わって、「社会的排除」の概念が用いられるようになってきた。前者が結果を示す概念に対し、後者が複合的なプロセスを対象とすることから、社会サービスを総合的に活用することが課題となる。

(2)「ドイツにおける最低生活保障制度とその改革動向」(執筆:布川日佐史教授)

ドイツでは、失業保険受給期間を過ぎた要扶助失業者への生活保障を行ってきた失業扶助が廃止され、2005年1月より、就労可能な要扶助者への求職者基礎保障と就労不能な要扶助者への社会扶助の二本立てに再編された。求職者基礎保障は、失業者の標準的生活のスタンダードを守る社会

保障から、貧困と戦う社会保障へ転換したと評価できる一方、カテゴリー化によって、就労可能な長期失業者への生活保障給付は、一気に最低生活基準に引き下げられることになった。受給者は650万人(2005年7月現在)おり、自治体にとっての財政負担が大きいなど課題も残る。

(3)「オランダの最低生活保障制度」(執筆者:大森正博助教授)

オランダでは、疾病、障害、老齢による所得喪失などの人生上のリスクに対し、社会保険を中心として対応し、その枠組みから外れた人に対し、セーフティネットとして租税を主たる財源とした公的扶助制度を構築することで最低生活を保障している。オランダの特徴としては、最低生活保障を最低保障所得として定義し、その水準を最低賃金と関連付けている点、対象者のリスク属性に応じてきめ細かく制度を設計している点などである。

(4)「スウェーデンにおける最低生活保障制度」(執筆者:宮寺由佳講師)

スウェーデンは、高福祉・高負担の福祉先進国として紹介されることも多いが、社会保険制度や積極的労働政策の網の目から漏れてしまう人々(社会扶助制度の受給者)が少なくないことも事実である。社会保険制度による普遍主義的施策を堅持しているスウェーデンにあっては、社会扶助の役割は極めて小さいことが前提であって、社会扶助は効果的に貧困を緩和できていないという一面もある。さらに、1990年代以降のワークラインの偏重によって、社会扶助における社会福祉的機能が失われつつあるという問題に直面している。

(5)「アメリカの最低所得保障」(執筆者:後藤玲子教授)

近年のアメリカで、最低生活の指標とされる貧困水準の半分未満の所得しかもたない極貧層が増加しているという事実は、市場への参加を応援する施策、もしくは市場への接続を目標とする施策の限界性に気づかされる。1996年以降、各州は独自に福祉政策をデザインすることが要求され、地域や非営利事業による福祉への取り組みに大きなウエイトが置かれるようになった。周知のとおり、アメリカの福祉は公的保障の規模が小さいが、すべての人の最低生活を保障する公的保障の役割は、軽視されてはならない。

第III部 EUにおける貧困と社会的排除に対する政策(執筆者:濱口桂一郎教授)

EUにおける社会政策は、1969年のハーグ首脳会議において、今後経済通過統合を段階的に実施するという目標が設定され、これにあわせて加盟国の社会政策の強調を進めていくとされたことに始まる。1988年の欧州議会での「ECにおける貧困との戦いに関する決議」では、初めて「社会的排除」という言葉を用い、全ての加盟国が最低所得保障制度を確立することを求めるEUレベルの制度形成を打ち出した。1990年代のEUは雇用戦略が社会政策のトッププライオリティの位置を占め、雇用促進に役立つ社会保護制度が追求された。2003年から2004年にかけての時期には、単に給付を切り下げて就労せざるを得なくするのではなく、まともな仕事に永続的に就くことこそが社会的統合の王道であるとする「メイク・ワーク・ペイ」が強調されることとなった。2005年には、「最低所得制度と労働市場から排除された人々の統合に関するEUのイニシアティブ」という新たな課題

が示され、2006年2月8日より、「労働市場から排除された人々の統合についての全ての関係者への協議」が開始された。ようやく労働市場政策と所得保障、社会的サービスが三位一体となったEUレベルの最低生活保障制度に関し、法制的措置に向けた動きが進むこととなる。

補論 最低所得保障制度の給付基準に関する国際比較(執筆者:岩名礼介研究員)

各国に共通の最低所得保障制度の定義や範囲、具体的な制度群は必ずしも明確ではないため、国際比較を厳密に行うことは極めて困難な中、先進5カ国(イギリス・ドイツ・オランダ・スウェーデン・アメリカ)の最低所得保障制度の給付基準について整理を行った。また、日本の生活保護制度における受給者の45%が高齢者の受給者であることから、各国の高齢者の最低所得保障について比較を行った。さらに、稼働能力者に対する所得保障について、税制を通じた社会保障給付の再編や最低所得保障制度と失業関連給付に焦点を合わせて比較した。

なお、最低賃金との連動性については、これを有している国は少なく、実質的には唯一オランダが、社会扶助を含む社会保障給付の水準を最低賃金の一定割合として定めている。

「最低生活保障制度の国際比較に関する研究委員会」(*主査)

* 栃本一三郎(上智大学文学部社会福祉学科教授)

大森 正博(お茶の水女子大学生生活科学部助教授)

後藤 玲子(立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)

武川 正吾(東京大学大学院人文社会系研究科教授)

濱口桂一郎(政策研究大学院大学教授)

布川日佐史(静岡大学人文学部経済学科教授)

宮寺 由佳(浦和大学総合福祉学部講師)

滝沢 弘(連合前労働条件局部員)

柳 宏志(連合前生活福祉局部員)

オブザーバー 岩名 礼介(三菱UFJリサーチ&コンサルティング研究員)

事務局

鈴木 不二一	連合総研副所長	成川 秀明	連合総研上席研究員
佐川 英美	連合総研主任研究員	久保 雅裕	連合総研主任研究員
麻生 裕子	連合総研研究員	川島 千裕	連合総研研究員
会田 麻里子	連合総研研究員	大網 裕美	連合総研前研究員

労働者自主福祉の現状と課題に関する調査研究委員会最終報告書
共助・協同・協働が拓く福祉社会(上)

—「労働者自主福祉」の新たな挑戦—

日本の福祉の状況は極めて厳しい環境に置かれている。人口減少と高齢・少子化や「リスク社会」の深化がその厳しさに拍車をかけ、社会保障、企業内福祉の縮小と所得の停滞や格差の拡大、雇用不安のなかで働く人たちの自助も困難な状況におかれ、大きな生活不安の要因となっている。

自助・公助とも後退・不安定化する中で、働く人たちの職業生涯や定年後の生活を保障する共助の役割がますます重視され、自助・共助・公助のベストミックスが求められなければならない状況下で、「労働者自主福祉」の活動が重要さを増している。しかし、残念ながら、元祖NPOとも言うべき「労働者自主福祉」にかつての活力が見られないように見えるのは何故か。

一方で、阪神淡路大震災以降、新しいボランタリーセクターであるNPOは活発化し、欧米でも政府の失敗、市場の失敗を補完する社会的包摂を求める新しい協同運動の結集への胎動が感じられる。

労働組合や労働者自主福祉活動をめぐる社会的な構造変化も激しくなる中で、日本の「労働者自主福祉」はどこへ向かおうとしているのであろうか。その新たな挑戦の課題と道筋は？

連合総研は、日本の労働者自主福祉活動の中核的な団体である中央労福協、労働金庫協会、全労済3団体の協賛を得て、学者研究者、労働者福祉事業団体、連合3者構成を中心に尚美学園大学丸尾直美教授を主査とした研究委員会を立ち上げ、2年間にわたる調査・討議の結果を重ねてきた。以下、その報告書の概要を2号に分け報告（1～6章次号）する。（文責：連合総研事務局）

「労働者自主福祉の現状と課題に関する調査研究委員会」の構成

主査	丸尾 直美	(尚美学園大学総合政策学部教授)	
委員	木村 温人	(北九州市立大学北九州産業社会研究所教授)	
	白石 利政	(労働調査協議会常務理事)	
	山岸 秀雄	(NPOサポートセンター理事長・第一総合研究所所長)	
	北村 祐司	(労働者福祉中央協議会事務局次長)	
	多賀 俊二	((社)全国労働金庫協会総合企画部部長代理)	
	龍野 勉	(全国労働者共済生活協同組合連合会経営企画部次長)	
	高橋 均	(連合本部・副事務局長)	
	小島 茂	(連合本部・生活福祉局長)	
	助言者	横田 克巳	(生活クラブ生協名誉顧問)
事務局	連合総研		
	副所長	鈴木不二一	上席研究員 成川秀明
	主幹研究員	茂呂成夫	主任研究員 高橋友雄
	研究員	麻生裕子	

報告書の構成と特徴

1. 報告書の構成

はしがき

総論 労働者自主福祉活動の意義と役割

第1章 労働者自主福祉活動がおかれている状況

第2章 労働者自主福祉運動の現状と課題

第3章 日本の生活協同組合運動の新しい流れと福祉課題の概要

第4章 コミュニティ・ネットワーク再構築と労働者自主福祉

第5章 労働組合と労働者自主福祉活動の連携

第6章 世界の非営利・協同セクターの動向と日本への示唆

第7章 21世紀に活力ある労働者自主福祉活動を求めて

補論 人生80年時代を職場、家庭、地域で生き抜くために

2. 報告書の特徴

委員会の調査研究活動として、初年度は、職域の福祉・共済担当者のアンケートを中心に、その分析結果とインプリケーションを中間報告として刊行した。2年度目は、地域の労福協、労働金庫、全労済及び労働組合、NPO組織のリーダーに対するヒアリング調査と労働者自主福祉に関連する先行研究のレビューを行い、それらを総括して本最終報告書をまとめた。先行研究の対象としたのは、「協同組合運動の日欧の新しい流れ」「社会的経済と新しい協同組合運動」「欧州におけるソーシャル・ファイナンスの動向」「地域福祉」「国民の価値観・リスクの変化と保険・共済のあるべき方向」「NPOと協同組合」「NPO・労働組合・プラットフォーム」「労働組合地域におけるワンストップ・サービス」などであった。

報告書は、委員会における上記の議論をもとに、総論を主査が、各章を各委員・事務局がそれぞれ担当する形で取りまとめられたもので、労働者自主福祉3団体と連合から委員を選任いただいているが、組織代表の委員以外が執筆陣であることに特色を持っている。したがって、報告書の内容に関わる責任は、委員会、最終的には連合総研が負うべきものである。ぜひ、関係団体を含めて多くの読者から今後の活動充実のためにも批判と叱責をいただきたい。

3. 労働者自主福祉とは

「労働者自主福祉とは」ということが、存外明確に説明されていない。報告書の概要を報告する前に、簡単に触れておきたい。

日本の労働組合は、一般に福祉を、政府が行う公的福祉、企業が行う企業内福祉（福利厚生）、「労働者自主福祉」の3つの柱で考えてきた。私たちは、これらのベスト・ミックスが必要と本論の中で提起しているが、「福祉の対象者としての労働者と、福祉の（供給）主体としての労働者の両面を兼ね備えた」（日本女子大学高木郁朗教授）運動（事業）を労働者自主福祉と仮定して検討を行ってきた。働く人たちの助け合いによる福祉のための共助、協同である。

各章のポイント（第1章～第6章、補論は次号掲載）

はしがき

本調査研究の目的、委員会の構成、研究活動の概要と労働者自主福祉活動の位置付けを整理している。その第一は、自らの歩みの中でどのような活動を展開してきたのか、「自助・共助・公助」の中で、あるいは求められている「新しい公共性」の中でどのような位置を占めているのか、協同組合・協同組織の中での位置である。第二は、他の社会的セクターの潮流との関係でどのような位置にあるかを記述している。

総論 労働者自主福祉活動の意義と役割

総論は、2年間にわたる本研究委員会の調査・研究・審議の総決算であり、第1章から第7章までの各論を踏まえ、労働者自主福祉の現状における存在意義と役割、これからの進むべく方向についての理論的な整理を目的とした論稿である。

■ 1. なぜ今、労働者自主福祉か

なぜ今労働者自主福祉を問うか。労組の退潮は単なる循環現象ではない。市場化と中産階級化（脱労働階級化）は、国民の大多数が広義の労働者になることを意味し、非営利組織のNPOへの期待が高まっているときに、広義の労働者の非営利組織である労働者組織の存在感がむしろ薄れているというのは皮肉な逆説でさえある。

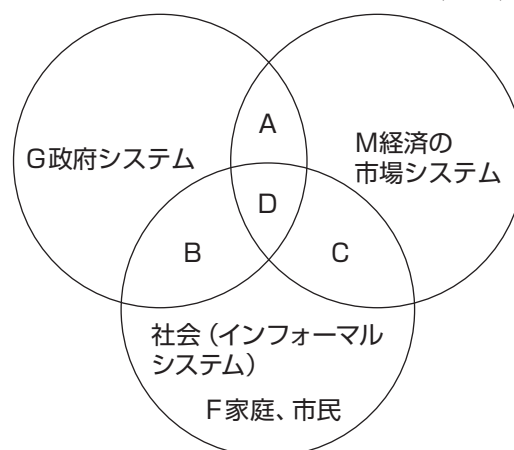
だが逆説だからこそ、潮流の流れを逆転させるのに必要な論理も読める。縮小している労組メンバーにだけでなく勤労市民に訴え、労働者自主福祉活動のNPOとして意義と役割を訴える必要があることも示唆される。中小企業、パート労働者などへの対策は地域コミュニティで労働者福祉活動に参加させ活性化させる道でもある。

■ 2. 労働者自主福祉の理論的位置づけ

福祉ミックス論では、非営利組織を社会システムと市場システムの間として、あるいは社会システム（インフォーマル・システム）、市場システム、公的システムとの重なり合う領域と見做す。集合論でいうベン図で表せば、図表のCから発展した組織であるが、営利を目的としないが、効率的に組織化された経営組織だからDの領域の組織と見ることもできる。

三つのマルが重なり合う領域はどのシステムも他のシステムの特徴をあわせて持つためである。例えば、相互性と信頼という人間的なガバナンス機能は、インフォーマル・システムだけでなく、全ての社会のシステムに多かれ少なかれある。また、システムの重なり合う性格の事業もある。労働者自主福祉事業を含む非営利組織もDの性格を持つ組織である。

ベン図による三つの社会のシステムと相互の関係（丸尾）



■ 3. 非営利組織とその期待される役割：なぜ非営利組織が必要か

労働者自主福祉事業は、インフォーマルな社会システムと非営利組織としての独自の機能を持っているが、それは何であろうか。

通常、ボランティアやNPOによる福祉供給が必要とされるのは、市場と政府だけでは、福祉改善という政策目的を実現できないいくつかの理由があるからである。インフォーマル・システム独自の機能には次のようなものがある。

- ① 先駆・啓発機能
- ② 対抗力機能
- ③ 市場も政府も失敗するとき—その空白を埋める
- ④ 公的サービスの上乗せ・補完機能：ニッチ・ニーズ充足機能
- ⑤ 共感やコミットメントに基づく福祉サービス

■ 4. 非営利組織とは何か

レスター・サラモンの非営利セクター論をベースに、①アマチュア性②マネジメント、コスト意識の弱さ③非継続性と非安定性④需給のミスマッチ⑤ボランティア・フィランソロピー精神喪失による使命感・活力の喪失に「非営利組織の失敗」弱点があることを指摘。

■ 5. 非営利組織としての労働者自主福祉の独自性

労働者自主福祉事業は、非営利組織ではあるが、残念ながら、今、注目されている新しい非営利組織ではなく、従来型の非営利組織の一つと見做されている。それに労働者のためのしかも組合メンバーの福祉改善を目的とするものであり、ボランタリー精神、公共利益への奉仕という条件を十分に満たしていない。

■ 6. 新しいニーズと労働者自主福祉活動の期待される主な発展分野

非営利組織としての役割を考慮して、①社会保障・企業福祉事業を補完するだけでなく、②政府も企業もやらない先駆事業、③ニッチ（隙間）事業などに力を入れるべきである。企業以上に積極的に社会的貢献事業を行なうことも期待される。今後力を入れるべきは、①生活保障事業②次世代育成支援策③職場のストレス対策④労働者教育訓練と環境政策⑤労働者の資産運用⑥退職OBの雇用支援と社会活動支援⑦ワーク・ライフのバランスなどである。

■ 7. 労働者自主福祉の体質の改善

結論として下記を強調。①非営利組織としての独自性を活かしつつ、非営利組織の弱点を十分認識して、企業の持つコスト意識、効率意識を持ってマネジメントすること、②労働者、組合員のステークホルダー意識・参加意識を持つようにする。③労組も労働者自主福祉も参加メンバーの利益の改善を通じての社会の改善という使命感を新たにして、今日のメンバーのニーズに適切に応じていくという使命意識を持つこと。三つの意識を併せ持つことが労組と労働者自主福祉の活性化に必要である。

第7章 21世紀に活力ある労働者自主福祉活動を求めて

本章の性格は、総論、第1章～第6章及び補論の提起を踏まえて、労働者自主福祉事業団体が活動、事業、組織の検討にあたる際の参考としての考え方を示したものである。総論が学術的理論的な整理という性格を負っているのに対して、提言にまでは昇華出来なかったが、課題提起として執筆されている。以下にそのポイントを掲載する。

■ 1. 新しい時代認識と勤労者ニーズに就いて

いま、労働者自主福祉活動は、時代認識として、ライフ・ステージ各段階で直面する様々なりリスク及び資源とニーズを重視するアプローチが必要であり、ニーズを福祉にまで高め、リスクへ対抗する核になる主体は、各級・各層のコミュニティーであり、その推進力は「協同」である。

■ 2. 職域・地域の壁を越えた新しい運動セクターへの脱却

労働者自主福祉活動の進むべき方向として、いま何故、「地域」軸を重視するのか。住民の暮らしを包む生活時間、生活空間の供給主体としての地域が生き活きと生き続けなければ、住民の暮らしの活力ある再生産は望めない。暮らしやその幸せの最小単位は家族であるが、それを包む地域は、コミュニケーション空間として、相互扶助の空間としてそれに次ぐものである。労働者自主福祉活動、労働組合は、自らもその成員として、単なる「職域から地域へ」でなく「地域軸を主体としたコミュニティーの復権」を求めていかなければならない。

労働者自主福祉活動が、働く人たちを中心にその協働によって運動と事業を成立させていくためには、自身がコミュニティー、あるいはその中心軸としてのセンター機能を持つ必要がある。そのためには、地域や職域の「個」を前提にした新しい協同を作り上げていかなければならない。

■ 3. 勤労者の生涯にわたる総合的な生活のサポートセンターとして

労働者自主福祉活動は、極めて厳しい危機的な状況におかれている。その最大の要因である基盤的な勢力として①未組織労働者、②非典型雇用者、③労働者性希薄化の渦中にある人たち、④引退労働者にウィングの拡大が必要である。

職業を中心とした生涯設計、生涯の安全、安心、安定に寄与することが働く人たちから求められている。雇用・失業というリスクに対して、社会的な排除をもたらすことなく、包摂と協同で立ち向かう労働者協同組合（ワーカーズ・コレクティブ）は、他の側面にも拡大しうる先進性と実験性を内包している。

これまでの労働者自主福祉活動の中の共助・協同だけでは実現できない課題の政策・事業・活動を考慮する部隊に労働者自主福祉活動はならなければならない。「広義の勤労者の総合的な生活のサポートセンター」である。

■ 4. 労福協の新たな役割と労働者自主福祉団体の協同・連携・再編の課題

地域の産業やコミュニティーの衰退が地域の深刻な課題になり、労働組合の社会的な影響力が低下する中で、逡巡していた地方に火がつく機運はマグマのように潜在している可能性は高い。

各地方ごとのインセンティブに火をつけ、持続させる「何か」をいかに提示するかがいま求められている。

新たな時代の新しいネットワークとプラットフォームを形成する必要があり、そこにたどり着くまでの、最小単位の「拠り所」、そこに行けば何かが生まれる、何とかなる、きっかけがつかめるといふ「ワンストップ・サービス」の拠点が求められている。ここで、最も前面に出なければならないのが、労福協である。

中央労福協に結成以来求められてきた機能の最大は、「働く人の福祉に関わる活動」の「コーディネート」「ネットワーク」の役割を果たすこと。そのため、シンクタンク機能の充実、地方との関係性の強化を。

■ 5. 労働金庫活動の充実・発展のために

日本の労働金庫が進むべき方向にとって、重要なクリアすべき課題は、①グローバル経済下の金融機能の強化、②公的福祉が後退する中で新しい「社会運動」の一角を担う労働金庫運動の構築、③従来にない生活者ニーズやリスクに対して活動、事業、商品化する仕組みをどう構築するか、④労働金庫運動を担う層の厚い牽引型の人材育成、⑤それらを集約し象徴する近未来の実現形である「日本労働金庫」にどのような夢を紡ぐのか、などにある。

「商品」のベストワンは常にめざしながらも、働く人たちにとって常に「オンリーワン」であるかどうか。人に福祉に環境に優しい共生を育む協同のメインバンクという支柱を作れるか。

労働金庫の地域共生の取り組みは、NPOや社会的な活動が労働運動、労働者自主福祉活動を活性化させ、そのことが、労働者自主福祉や労働金庫自体の社会的役割を高める、その相乗効果こそが労働金庫発展のシーズであり、本業の地盤培養にも貢献する。

「日本労働金庫」として大きく全国統合する理念とは一体何か。最も大切なのは、「夢と共感を創造する」労働金庫として、時代と社会の構造変化、人々の暮らしやニーズの変化を、常に敏感で柔らかく受け止め、素早くこころ優しいレスポンスを返していくこと。「日本労働金庫」の実現には、推進するリーダーたち自身の夢やロマンに負うところが大きい。地域で支えるサポーター社会運動家たちとどのような夢を共有でき、それを具体化できるかにかかっている。

■ 6. 労済運動活性化への基本方向

着実で、堅実な全労済が、さらに「躍動感」や「スピード感」、働く人たち全体の「夢を紡ぐ」活力ある協同組合を実感できるために何が必要か。その第一は、最強かつ最良のスクラム・パートナーであった労働組合との新しい連携、新しいウィング拡大への挑戦である。また、「分権化・地域コミュニティの再構築」、「社会的リスクからリスク社会へ」といった構造変化を踏まえた運動をどのように構築していくのか、が問われ、時代の求めるスピードに合せた方向付けと原点に対していまは、という「振り返り」が、最も求められている

勤労者の協同、相互扶助の運動が、社会的に開かれた社会的な包摂の運動として発展していくためには、まずは、連合構成産別の開かれた協同、相互扶助への挑戦を期待し、全労済と産別共済の新しい関係の構築を望みたい。

職域中心から地域中心への大転換の見取り図の設計で商品、サービス、運動の拡充を図る。時代と組合員の変化に応じた商品設計・提供、ソリューションのメカニズムの再構築で、働く人の保障設計のフロントランナーをめざすべきである。

全労済の持つ人材、ノウハウ等のリソースを提供し、連合方針「ワンストップ・サービス」の中心軸として活躍を。協同組合原点の見直しで、働く人たちの壮大な「生活保障のためのユニバーサルな協同組合」として、新しい社会的協同運動のリーダーになろう。



社会保障をテーマにICFTU-APRO 加盟組織と未加盟組織が交流

「持続可能な社会保障のための地域セミナー」がシンガポールで開催される

1月17日～19日の3日間、シンガポールのNTUCセンターにおいて、『持続可能な社会保障のための地域セミナー』（主催：OngTengCheong労働研究所、NTUC、協賛：LeeKuanYew公共政策大学院、後援：ICFTU-APRO、フリードリッヒ・エーベルト財団）が開催された。

同セミナーには、ICFTU-APRO（国際自由労連ーアジア太平洋地域組織）に加盟する労働組織を中心に、未加盟の中国、ベトナム、ラオスを含む10カ国13組織のリーダー36名が出席し、連合から新井総合国際局長と佐川連合総研主任研究員が出席した。

【参加国（組織）】

中国（ACFTU中華全国総工会）、インドネシア（KSPSI、ITUC）、日本（JTUC連合）、韓国（FKTU）、ラオス（LFTU）、マレーシア（MTUC）、フィリピン（TUCP）、タイ（LCT）、ベトナム（VGCL）、シンガポール（NTUC、MOM、CPF）

【日程と概要】

（1日目）NTUCのJohn De Payva会長、ICFTU-APROの鈴木書記長が出席して開会式が行われ、NTUCのLim Boon Heng書記長（シンガポール政府内閣府大臣）が開会挨拶を行った。その後、「年金改革における政策選択」についてM Asher公共政策大学院教授が、「オーストラリアと香港のソーシャルセーフティネット基金」についてM Ramesh公共政策大学院教授が、それぞれ講演した。

午後からは、成熟した社会保険制度を有する国として日本とスウェーデンが紹介され、「日本の社会保障制度と連合の社会保障ビジョン、労働組合の役割」について佐川連合総研主任研究員が、「スウェーデンの社会保障年金制度」についてM Asher公共政策大学院教授が、それぞれ講演した。この後、新しい社会保険制度の例として韓国とタイの年金制度が紹介・報告された。

終了後、出席者全員でICFTU-APROのオフィスを表敬訪問し、引き続き、NTUC主催の歓迎レセプションが、鈴木ICFTU-APRO書記長、Linde Scheersフリードリッヒ・エーベルト財団シンガポール駐在代表、NTUC所属のシンガポール国会議員の参加をえて開かれた。

（2日目）「チリ、香港、オーストラリアの民間自動徴収貯蓄口座」と「イギリス、アメリカの個人貯蓄年金」についてM Ramesh教授とM Asher教授が講演した。

また、国営強制貯蓄口座についてシンガポールのCPF（The Central Provident Fund）制度とマレーシアのEPF（The Employees Provident Fund）制度の紹介があり、最後に、経済転換期の年金改革に取り組む中国、ベトナムから報告が行われ、新制度移行における高コストに苦闘していることが紹介された。

（3日目）持続可能な年金制度についての討論と、各国の経験や取り組みについての意見交換が行われた。セミナー終了後、シンガポール市郊外のHDB（住宅公団）を訪問し、労使代表の案内で高層集合住宅を見学・意見交換した。

[L B Heng NTUC書記長の開会挨拶（要旨）]

私たちは、社会改革における関心と優先事項について違いはあっても、労働組合として労働者の幸福のために社会保障システムを改革していくという共通のテーマを共有している。

社会保障は、失業、引退、住宅、医療、教育、育児、障害など種々の問題を支援するために重要な社会制度である。年金に限って言えば、これまでアジアの国々では退職後の暮らしをサポートしていくシステムはあまり発達していなかったが、最近、発展が進み各国で各々の制度が創られてきている。制度の創設ないし改革が各国でどのように進められているのかお互いに学び合うことは有意義である。アジア各国では共通して寿命の伸び、出生率の低下、高齢化に直面しており、年金の「Pay-As-You-Go」が機能しなくなっている。年金を補完する様々なシステムが必要になってきているのではないか。

（シンガポールにおける取り組み、世界銀行の予測、OECDの動向等を紹介した後）労働組合は、これまで短期的問題に目を向けてきたが、社会的経済的な長期的動向と、それが労働者にどのような影響を与えるかということにもっと注意を払わなければならない。

今回のセミナーは、国を越えて、労働組合同士が、それぞれの経験を学び、また社会保障発展のアイデアを共有し、お互いの国において社会保障改革の課題・挑戦に取り組み、社会の発展を促進していく役に立つという意味合いで開催した。

[セミナーの特徴と成果]

社会保障がテーマであったが、アジアにおいては開催地シンガポールをはじめ、民間労働者を対象とした公的医療保険制度は未整備の国が少なくないことから、実際には年金制度だけに焦点が当てられた。しかも、年金制度の内容はもちろんのこと目的や概念等も各国によって大きく異なり、日本や韓国など一部を除く各国においては、年金制度を老後の生活保障というだけでなく労働者の強制貯蓄制度として位置づける傾向が強いことが、大きな特徴であった。したがって、年金制度を現役時における住宅取得にも機能させようとする面が強調されたり、講演ではアメリカの401K確定拠出年金等も公的年金制度として紹介された。

また、年金制度を取り巻く社会・経済情勢に関して、平均寿命の伸びや出生率の低下、高齢化という傾向については、程度の差はあれ各国共通していたが、雇用環境や人口変動（減少化）については日本とは事情が大きく異なることもあり、これらの諸問題に関する発言は全くなかった。加えて、日本の連合のように労働組合が独自の社会保障政策を持つ国はほとんどなく、シンガポール、中国、ベトナムでは、政府の社会保障政策を労働組合が組合員に宣伝・周知することなどにより支援する役割を果たしている。こうしたことなどから、社会保障制度の「持続可能性」に関する突っ込んだ討論・意見交換はなく、各国労働組合組織からの発言の多くは、自国政府の進める諸改革をどのように応援していくかという決意表明のようなものであった。

しかし、政治経済や社会制度が大きく異なる各国が、他の国の制度事情や労働組合の関わり等を学びあったことは意義深く、特に、ICFTU-APROが後援する会議に未加盟の中国、ベトナム、ラオスの労働組合組織が出席し、加盟各組織と交流・友好を深め合ったことは大きな成果であった。

[佐川連合総研主任研究員の講演（要旨）]

1.日本の社会保障制度の体系と現状

日本の社会保障制度は、大別して、①年金、医療、高齢者介護などの社会保険、②高齢者、障害者、児童、母子家庭などへの社会福祉、③最低生活保障としての公的扶助、④感染症予防、公害による健康被害補償などの公衆環境衛生、日本固有の⑤戦争犠牲者・原子爆弾被爆者への援護、の5つの制度から成り立っている。

中央政府の社会保障支出の規模は、2005年度で約21兆円（約1,760億米ドル）、政府の一般会計

歳出予算の約25%で、この他に地方政府（地方自治体）の支出がある。この数字だけを見ると、日本の社会保障規模が大きいように見えるが、国民所得に対する社会保障給付費総額の比率は2002年度で23.03%で、アメリカより高いがスウェーデン、フランス、ドイツ、イギリスより低い水準である。因みに、国民負担率（租税負担と社会保障負担の国民所得に対する割合）は2004年度35.5%で、これも西欧4カ国より低い。

日本の社会保障制度は、これらの5つの制度が相互に機能することによって、ILOが国際比較上定めた社会保障基準（高齢、遺族、障害、労働災害、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他）の9のリスクないしニーズに対する給付を提供しており、この中心になっているのは社会保険制度である。

日本の社会保険制度は、従来、年金制度、医療保険制度、雇用（失業）保険制度、労働者災害補償保険制度の4制度であったが、6年前（2000年度）に介護保険制度が創設され、現在は5つの制度がある。医療保険制度は、日本国内に居住する全ての人を対象としており、年金制度は20歳以上の全ての国民を対象にしている。この国民皆保険・皆年金体制は日本の社会保険制度の大変優れた点であると言える。なお社会保険制度は、大企業に勤める労働者と自営業者の医療保険、介護保険を除き、中央政府（厚生労働省）が一元的に管理・運営している。

2. 社会保障制度への国民の不信・不満の高まり

日本の社会保障制度は、今、大きく揺らいでいる。その一番大きな理由は国民の社会保障制度に対する不信・不満が高まっていることにある。

今日、日本経済は長期的な回復基調にあり、雇用・失業情勢は改善傾向にあるが、1990年代後半から2002・3年頃まで長期の経済不振が続き、民間企業は賃金の伸びの抑制と大規模な人員削減を行ってきた。こうした情勢下であったにもかかわらず日本政府は、年金や医療の保険料引き上げを相次いで実施し、労働者世帯の社会保障負担を著しく増大させた。

政府機関が発表している「社会保障財源の負担内訳」を見ると、1988～2002年度の14年度間で、中央政府と地方政府を合わせた公費負担は1.9%の伸び、事業主拠出は2.2%の伸びであるのに対して、被保険者（労働者）拠出は4.7%ポイントも上昇している。この結果、労働者世帯の可処分所得は、1998年から5年連続して減り続けた。また低所得階層の労働者世帯が増加した。

政府は、社会保障給付の削減も進めてきた。特に、2001年4月の小泉政権発足以降、その傾向が顕著になっている。例えば、民間企業労働者が加入している厚生年金保険は、2004年に大改正が行われ、保険料を13年間の長期にわたって毎年0.354%引き上げることになったが、同時に給付水準も引き下げられ、所得代替率60%弱であった水準は16年後に50%ないしそれ以下になる。この給付水準は、連合総研の試算では、OECDの多くの国がメルクマールとしてきたILO第128号条約（障害、老齢および遺族給付に関する条約、1967年）の水準を下回ることから、日本は1973年以降続けてきた福祉国家的年金政策を放棄したとすることができる。なお支給開始年齢は、1990年代の2回にわたる制度改正で60歳から65歳に引き上げられ、現在はその移行過程にある。

また医療保険の給付率は、1997年改正で8割に引き下げられたが、2002年改正ではさらに7割（患者負担3割）に引き下げられた。今春にも制度改正が予定されているが、リタイヤしている高齢者の負担が大きく引き上げられる予定である。高齢者介護保険も、発足してまだ5年しか経過していないのに、昨年の制度改正で早くも給付抑制の方向に舵が切られた。

日本の行政府の社会保障戦略の柱は、「一定の経済成長の下で、定期的給与の60%程度の年金給付水準を維持し、それをベースに高齢者も負担に参加して医療保険制度と介護保険制度を展開・維持していく」というものであったが、この基本戦略は小泉政権下の制度改革によって破綻した。なお、政府の進める社会保障の負担の増加と給付の抑制政策の他、社会保険を管理運営している政府職員の不正行為が相次いで明るみになったことも、社会保障制度に対する不信・不満

を高めている。

3. 社会保障制度改革と課題

日本政府が、社会保障の負担の増加と給付の抑制を進めてきた背景には、この間の日本経済の不調と雇用の悪化による被用者保険加入者の減少、税・社会保険料収入の停滞などの短期的要因の他に、「高齢化」「少子化」「人口減少化」という日本社会の長期的な大きな変化（メガトレンド）がある。加えて、国と地方自治体を合わせて1,000兆円（約8兆3千億米ドル）にもものぼる長期債務残高の存在も大きい。

日本の高齢化のスピードは早く、総人口に占める65歳以上人口の割合は、1980年に9%程度であったが、2003年現在では19%になりOECD加盟国中で最高齢者国である。さらに2020年には27.85%、2050年には35.65%になると予測されている。一方、出生率（一人の女性が一生の間に生む子供の数）は、半世紀以上にわたって減り続けて2003年では1.29人となり、OECD加盟国の中ではイタリアと並んで最下位に位置している。こうした中で総人口も減少し始めた。日本の総人口は2005年に1億2,776万人で、5年前より83万人増えているが前年より約2万人少なくなり、従来予測より2年程早く人口減少社会に入った。

社会保障制度の持続可能性を考える場合、日本においては、こうした「高齢化」「少子化」「人口減少化」にどのように対応していくのかということが最大の課題になっている。政府は、社会保障給付の抑制と社会保険料負担の引き上げで対応しようとしているが、こうした政策選択は、社会保障制度への国民の不信・不満を強め、それがまた、非被用者の国民年金保険料の未納増大や民間保険の家計負担増などを生み、社会保障制度を不安定にさせるという悪循環をもたらしている。

社会保障制度の持続可能性を確保する最大のポイントは、社会保障基盤である雇用、特に、高齢者と女性、若者の生き甲斐ある雇用を確保・拡大することにあると考える。日本の技術力を向上させ国際競争力を維持しながら人に投資していくという視点が求められる。また、社会保障の給付と負担のあり方について国民世論は分かれているが、社会保険料だけによる負担には限界があり、一定の給付水準を維持することを前提に、間接税（消費財とサービスにかかる税金）も含めた社会保障負担増に対する国民合意を形成することが重要になっている。加えて、社会全体で、国民一人ひとりと公的制度を繋ぐ民間のボランティアやNPO等の活動を重視し活発化させる必要がある。

何よりも問われているのは、これからの社会のあり方であり、国民が安心して心豊かに暮らせる社会・国家を構築していく社会ビジョンが不可欠である。今日、日本は、生活保護世帯が増加傾向にあり所得、資産、消費の社会的格差は拡大している。また自殺者が1998年以降急増し7年連続して3万人を超えており、その中心は40～50歳代の働き盛りである。子どもを狙った凶悪犯罪も増えている。このような社会を放置したままで社会保障制度だけが順調にいくことはありえない。

小泉政権は、「小さな政府」をめざして経済構造改革を進めており、日本においては「大きな政府」か「小さな政府」かということが大きな論点となっている。「大きな政府・小さな政府」とは、欧米諸国と比較して①公的な社会的経済的規制の強さや政府系企業の経済活動に占める程度、②政府支出の規模や国民負担の程度、関連して③公共サービスをになう公務員数の程度、が大きい小さいかということであり、②③に限って言えば、日本の現状は「小さな政府」である。「大きな政府」にするのか「小さな政府」にするのかということは国民の選択によるが、連合は、社会保障制度と国民福祉の「小さな政府」に反対であり、「小さな政府」とは異なる社会保障ビジョンと政策を提言している。

※「連合の社会保障ビジョンと労働組合の役割」については省略します（「連合21世紀社会保障ビジョン」ダイジェスト(改定)版.2005年9月発行をご参照下さい）。

トピックス

商工総合研究所「中小企業研究奨励賞」審査委員会にて 橘川武郎・連合総研編「地域からの経済再生」が準賞を受賞

2005年4月に出版された、橘川武郎・連合総研編「地域からの経済再生 産業集積・イノベーション・雇用創出」(有斐閣刊)が、(財)商工総合研究所主催「平成17年度・中小企業研究奨励賞」審査委員会において、「経済部門」の準賞を受賞しました。「中小企業研究奨励賞」は、中小企業に関する図書または定期刊行物に発表された論文のうち優れた作品を表彰するもので、昭和51年から続く歴史と権威ある表彰制度です。今回受賞した「準賞」は、「本賞」に次ぐ賞であり、連合総研「産業構造の変化と地域経済研究委員会」の成果として、主査・委員の皆様ともども受賞の喜びを分かち合いたいと思います。

本書は、地域経済の活性化と雇用創出に向けて、全国13地域の実態調査に基づいて、地域経済再生の途を探ったものです。地域の活性化をめざす取り組みの手引きとして、是非ご活用ください。



橘川武郎・連合総研編

『地域からの経済再生－産業集積・イノベーション・雇用創出』

有斐閣刊 2,835円(税込)

日本経済を真に再生するには、産業競争力を強化し中長期的な発展基盤を整備する必要がある。地域の産業集積におけるイノベーションを重視したミクロ的アプローチによって、雇用創出というマクロ的効果を生む論理を導き出す、いままでにない日本経済再生の書。

<本書の構成>

序章 本書のねらいと構成 橘川 武郎(東京大学社会科学研究所教授)

第Ⅰ部 産業集積

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 第1章 産業構造の多様性と地域経済の「頑健さ」 | 松島 茂(法政大学経営学部教授) |
| 第2章 産業集積再活性化への挑戦とジレンマ | 北嶋 守(機械振興協会経済研究所統括研究課長・研究主幹) |
| 第3章 産業集積における新産業の創出 | 辻田素子(静岡産業大学経営学部講師) |
| 第4章 IT産業の地方集積の課題 | 八幡成美(法政大学キャリアデザイン学部教授) |

第Ⅱ部 イノベーション

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| 第5章 変容する日本型産業集積 | 山崎 朗(中央大学経済学部教授) |
| 第6章 中小企業ネットワークの日中英比較 | 西口敏宏(一橋大学イノベーション研究センター教授)
辻田素子 |

第Ⅲ部 雇用創出

- | | |
|-----------------------|---------|
| 第7章 地域経済の活性化と雇用の創出 | 橘川武郎 |
| 補論 統計データが語る地域経済と雇用の現状 | 連合総研事務局 |



世界の景気は着実に回復している。

(アメリカ)

2005年10-12月期では、耐久財を中心に消費が前期比年率1.1%増と一時的に鈍化したことなどから、GDP成長率は同1.1%増となった。雇用は12月、1月の非農業雇用者数がそれぞれ14.0万人増、19.3万人増と増加している。物価面ではコア物価上昇率は安定している。1月31日に開催されたFOMCではフェデラルファンド・レート(FF金利)の誘導目標水準を0.25%引き上げ、4.50%とするとともに、持続的な経済成長と物価安定の双方の達成に対するリスクをおおむね均衡した状態に維持するためには、ある程度のさらなる金融引締めが必要となる可能性もあるとした。

(アジア)

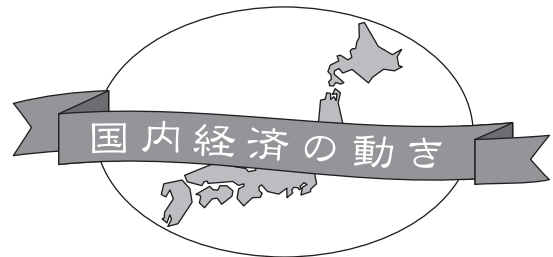
中国では、景気は拡大が続いている。固定資産投資は、高い伸びが続いている。台湾、シンガポール、タイでは、外需を中心に景気は拡大している。マレーシアでは、内需を中心に景気は拡大している。韓国では、景気は回復している。

(ユーロ圏・イギリス)

ユーロ圏では、景気は緩やかに回復している。ドイツでは、輸出や生産が増加するなど、企業部門を中心に緩やかに回復している。フランスでは、消費や輸出が増加するなど、緩やかに回復している。英国では、景気は回復している。

(国際金融情勢等)

金融情勢をみると、世界の主要な株価は上昇した。主要国の長期金利は上昇した。ドルは名目実効為替レートで2月上旬にかけて増価した。原油価格は需給ひっ迫懸念の後退等から下落した。



(経済の基調)

景気は、回復している。

- 企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- 個人消費は、緩やかに増加している。
- 雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- 輸出、生産は緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

(雇用情勢)

完全失業率が高水準ながらも、低下傾向で推移し、賃金も緩やかに増加するなど、雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。

完全失業率は、12月は前月比0.2%ポイント低下し4.4%となった。非自発的離職者、自発的離職者ともに減少した。15~24歳層の完全失業率は低下傾向にあるものの、高水準で推移している。

新規求人数は増加傾向となっている。有効求人倍率は上昇している。また、雇用者数は増加傾向となっている。製造業の残業時間は横ばいとなっている。

賃金の動きをみると、定期給与は緩やかな増加傾向で推移している。なお、11-12月計のみボーナスを含む特別給与は前年を上回っている。

(内閣府「月例経済報告」)
(平成18年2月22日参照)

〈参 考〉

		'04年	'05年	05/ 4-6	05/ 7-9	05/ 10-12	05/ 10	05/ 11	05/ 12	06/ 1
実質GDP	米 国	4.2	3.5	3.3	4.1	1.1	-	-	-	-
	ド イ ツ	1.6	0.9	1.2	2.5	0.0	-	-	-	-
	イ ギ リ ス	3.2	1.8	1.9	1.7	2.6	-	-	-	-
	中 国 (前年同期比)	10.1	9.9	10.1	9.8	9.9	-	-	-	-
	韓 国	4.6	4.0	5.0	8.0	7.2	-	-	-	-
鉱工業生産	米 国 (季調済前期(月)比)	4.1	3.1	0.4	0.3	0.9	1.1	1.1	0.9	▲ 0.2
	ド イ ツ (季調済前期(月)比)	2.4	2.8	1.2	1.6	1.1	1.1	▲ 0.4	▲ 0.5	-
	イ ギ リ ス (季調済前期(月)比)	0.8	▲ 1.7	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 1.3	0.7	0.2	-
	中 国 (前年同期(月)比)	16.7	16.4	(1-6) 16.4	(1-9) 16.3	(1-12) 16.4	16.1	16.6	16.5	-
	韓 国 (前年同期(月)比)	10.4	6.4	4.0	6.9	10.6	8.3	12.1	11.3	-
失業率 (%)	米 国	5.5	5.1	5.1	5.0	4.9	4.9	5.0	4.9	4.7
	ド イ ツ	10.5	11.7	11.9	11.7	11.4	11.6	11.4	11.2	11.3
	イ ギ リ ス	2.7	2.8	2.7	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	中 国	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	-	-	4.2	-
	韓 国	3.7	3.7	3.7	3.8	3.7	3.9	3.6	3.5	3.4
消費者物価	米 国 (季調済前期(月)比)	2.7	3.4	2.9	3.8	3.9	4.3	3.5	3.4	-
	ド イ ツ (前年同期(月)比)	1.6	2.0	1.7	2.2	2.2	2.3	2.3	2.1	2.1
	イ ギ リ ス (前年同期(月)比)	1.4	2.1	1.9	2.4	2.1	2.3	2.1	1.9	1.9
	中 国 (前年同期(月)比)	3.9	1.8	(1-6) 2.3	(1-9) 2.0	(1-12) 1.8	1.2	1.3	1.6	-
	韓 国 (前年同期(月)比)	3.6	2.7	3.0	2.4	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8
円相場	¥ / \$	108.1	110.2	107.5	111.2	117.3	114.9	118.5	118.4	115.6
	¥ / E u r o	134.4	136.8	135.4	135.6	139.4	138.1	139.6	140.4	139.9

- (注) 1. 実質GDPの四半期の数値は、前期比年率。但し、中国は、前年同期比。
 2. 失業率の四半期、月次の数値は、季調値。※中国を除く。
 3. 円相場は各期平均値。ニューヨーク市場のインターバンク取引相場。
 4. Pは速報値。
 5. 網掛け部分は、前回から修正（速報値が同値で確定も含む）。

(ご案内)

- 我が国の経済指標の最新のものを入手する場合は、以下にアクセスしてください。
 雇用関係指標 <http://www.mhlw.go.jp> (厚生労働省)
<http://www.stat.go.jp> (総務省統計局統計センター)
 生産関係指標 <http://www.meti.go.jp> (経済産業省)
 国民所得統計関係 <http://www.cao.go.jp> (内閣府)
- その他経済指標に関し、ご不明な点がございましたら、連合総研（桑原）までご照会ください。
 (電話 03-5210-0851、F A X 03-5210-0852)

		'04年	'05年	05/ 4-6	05/ 7-9	05/ 10-12	05/ 10	05/ 11	05/ 12	06/ 1
国民経済計算	実質国内総生産 前期比(季調済)	2.3	2.8	1.3	0.3	1.4	-	-	-	-
	実質民間最終消費支出 前期比(季調済)	1.9	2.2	0.8	0.4	0.8	-	-	-	-
輸出入	輸出(数量) 前年同期比 前期比(季調済)	10.6	0.8	▲ 1.0 2.1	0.8 0.6	5.0 3.2	2.3 2.7	6.6 ▲ 0.0	6.2 0.6	- -
	輸入(数量) 前年同期比 前期比(季調済)	7.0	2.7	3.2 1.2	4.1 1.4	P 0.7 ▲ 1.7	2.3 ▲ 2.1	▲ 2.1 ▲ 0.3	P 2.1 P 1.1	- -
投資	新設住宅着工戸数 前年同期比	2.5	4.0	2.0	5.0	7.0	9.1	12.6	▲ 0.9	-
	公共工事請負金額 前年同期比	(03年度) ▲ 13.7	(04年度) ▲ 11.1	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.9	▲ 4.7	▲ 6.8
	機械受注 前年同期比 前期比(季調済)	4.4	7.1	2.0 0.8	8.7 2.1	8.1 4.1	8.5 4.8	0.2 2.3	15.5 6.8	- -
個人消費	現金給与総額 前年同期比	▲ 0.7	0.6	1.0	0.4	1.1	0.6	0.1	1.6	-
	実質賃金 前年同期比	▲ 0.7	1.0	1.1	0.9	2.0	1.5	1.2	2.1	-
	実質消費支出 前年同期比	0.5	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.1	1.0	2.0	0.0	0.8	-
	全国百貨店販売額 前年同期比	▲ 2.8	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.1	1.2	▲ 0.4	3.1	0.9	-
生産等	鉱工業生産 前年同期比 前期比(季調済)	5.5	1.3	0.3 ▲ 0.4	0.1 ▲ 0.2	3.4 2.6	3.0 0.6	3.4 1.5	3.7 1.3	- -
	鉱工業在庫 前年同期比 前期比(季調済)	▲ 0.3	5.7	2.4 ▲ 0.1	3.3 2.5	5.7 0.1	2.6 ▲ 1.7	3.8 1.5	5.7 0.3	- -
労働	所定外労働時間 (製造業)前期比(季調済)	7.3	▲ 0.3	0.1	0.4	1.0	1.3	0.6	1.1	-
	有効求人倍率 季調値	0.83	0.95	0.94	0.97	0.99	0.98	0.99	1.00	-
	完全失業者数 季調値(万人)	313	294	289	288	298	301	303	290	-
	完全失業率 季調値	4.7	4.4	4.3	4.3	4.5	4.5	4.6	4.4	-
企業	銀行取引停止処分者件数 前年同期比	▲ 22.2	▲ 13.9	▲ 12.3	▲ 11.2	▲ 11.4	0.0	▲ 18.5	▲ 14.7	▲ 10.4
物価	国内企業物価 前年同期比 前期比	1.3	▲ 1.7	1.7 0.8	1.6 0.7	2.1 0.6	2.0 0.3	1.9 0.0	2.2 0.2	P 2.7 P 0.2
	消費者物価 前年同期比 前期比(季調済)	0.0	▲ 0.3	▲ 0.1 ▲ 0.1	▲ 0.3 ▲ 0.1	▲ 0.5 0.1	▲ 0.7 ▲ 0.1	▲ 0.8 0.1	▲ 0.1 0.2	- -
金融	(M2+CD)平残 前年同期比 前期比年率(季調済)	1.9	1.9	1.7 0.9	1.8 2.8	2.0 2.3	2.0 ▲ 0.1	2.1 3.7	1.9 ▲ 2.7	1.9 2.8
為替	円相場	104.12	117.97	110.40	113.15	117.97	115.70	119.63	117.97	117.71
株価	日経平均株価(東証225種)	11,488	16,111	11,584	13,574	16,111	13,606	14,872	16,111	16,649

- (注) 1. 機械受注は、船舶・電力を除いた民需。
2. 実質消費支出は、全世帯ベース(家計調査)。
3. 全国百貨店販売額は、店舗調整後。
4. 銀行取引停止処分者件数は、全銀協調べ。
5. 円相場は、対米ドル、インターバンク直物中心相場。年度、四半期、月次とも各期末数値。
6. Pは速報値。
7. 網掛け部分は、前回値から修正(速報値が同値で確定も含む)。

事務局だより

【2月の主な行事】

- 2月 1日 連合北陸ブロック・連合総研共催フォーラム「生活の改善と安定成長」
[富山・ボルファートとやま]
- 3日 東アジアにおける経済発展と労働に関する研究委員会（所内プロジェクト）
- 6日 雇用における公平・公正に関する研究委員会
(主査：島田 陽一 早稲田大学教授)
- 8日 所内会議
- 17日 企画会議
- 20日 現代福祉国家の再構築(IV)「現代福祉国家への新しい道—日本における総合戦略」研究委員会
(主査：岡澤 憲夫 早稲田大学教授)
- 人口減・少子化社会における経済・労働・社会保障政策の課題に関する研究委員会
(主査：小峰 隆夫 法政大学教授)
- 21日 日本における労働者参加の現状と展望に関する研究委員会
(主査：久本 憲夫 京都大学教授)
- 企業の社会的責任と労働組合の課題に関する研究委員会
(主査：稲上 毅 法政大学教授)
- 22日 所内会議
- 23日 東アジアにおける経済発展と労働に関する研究委員会（所内プロジェクト）

【編集後記】

本号で報告した「最低生活保障制度の国際比較と展望」では、イギリス・ドイツ・オランダ・スウェーデン・アメリカの公的最低生活保障制度を詳細に分析しています。各国それぞれ制度の内容は違いますが、こうして比較すると日本の最低生活保障の不十分な点が明らかになります。3月発刊予定です。ご期待下さい！（会）

【お詫びと訂正】

『連合総研レポートDIO NO. 202』に掲載した、久本憲夫氏の報告「残業問題の難しさ」(18頁、21～22行目)に誤植がありました。謹んで訂正し、お詫び申し上げます。

(誤)労働者の立場せら、自分が雇用されるのびかかる労働費用りベースっ考えるぞ、

(正)労働者の立場から、自分が雇用されるのにかかる労働費用をベースに考えると、